

帰有光の時務文

——もうひとつの『未刻集』が語るもの——

野 村 鮎 子

はじめに

このような文が未刻鈔本とはいえ、帰有光の文集の中にまとまつた形で遺されていたことは驚きに値する。

論者は一〇〇九年二月に上梓した『帰有光文学の位相』（汲古書院）において「二つの『未刻稿』」と題する文を発表し、上海図書館蔵『帰震川先生未刻稿』（以下、上海鈔本と簡称）と台北の国家図書館蔵『帰震川先生未刻集』（以下、台北鈔本）について紹介を行った。

未刻稿については、上海鈔本や台北鈔本につけられた清人の観記などから、これ以外にも複数の鈔本が存在することが予測されたものの、その所在は不明のままであった。ところが前掲書を上梓した三ヶ月の一〇〇九年五月、論者は北京図書館古籍館でもう一つの未刻鈔本の存在を確認するに至った。『帰震川未刻集』不分巻二冊である（以下、北京鈔本）。北京鈔本は、上海鈔本や台北鈔本と同一の筆跡で、収載文の多くは二つの鈔本と重複する。しかし、北京鈔本特有のものとして時務文十九篇が収録されていたことか

この新資料について、ある東洋史研究者の集まりで報告したところ、たまたま科研費研究「伝統中国の訴訟・裁判史料に関する調査研究」（研究代表・三木聰）のメンバーが在席していたことか

ら、そのうちの判牘の目録については二〇一〇年三月出版の『伝統中国判牘資料目録』に追加の形で所収された^②。この新資料が明の法制史・経済史研究をすすめる上で貴重な史料であることは論を俟たない。

法制史・経済史の研究は、専門家による今後の研究を俟つとして、本稿は、帰有光研究の立場からこの時務文の意義を考えようとするものである。これらの時務文は、帰有光の経世済民思想の実践でもあつた長興知県時代の事跡を裏づけるものといえる。そこからは、明代、地方政治という世俗の場に身を置きながらも吏治の理想に忠実であろうと奮闘する一人の文人官僚の姿が浮かび上がってくるのである。

一、帰有光研究における未刻集の意義

本論に入る前に、帰有光の未刻集について振り返っておこう。

く批判されている。^③

清末の嘉慶年間になると、虞山七世の族孫にあたる帰朝煦が康熙本の四十卷を校定し、更に遺文を増補して『帰震川先生大全集』を刻した。増補されたのは、『補集』八巻と『余集』八巻、および『先太僕評点史記例意』一巻、『帰震川先生論文章體則』一巻である。『補集』とは王棟が康熙四十三年に刻した補遺『補刊震川先生集』八巻であり、『余集』とは帰朝煦がそれに漏れた帰

三十二卷（以下、崑山本）に対する謂いである。崑山本は、帰有光が没して二年後に息子の帰子祐・子寧兄弟が郷里崑山で刻したもので、現存する中では最も古い全集である。未刻集はそのとき梓に付されなかつた帰氏家蔵の遺文を集めたものである。

明末には帰有光の再評価を進めていた錢謙益が、帰有光の孫帰昌世とともに『帰太僕先生文集』を編纂したが、絳雲の一炬で焼失。幸い帰昌世の息子帰莊のもとに写しがあつたことから帰莊が再編集し、苦心の末ようやく康熙年間になって『震川先生集』を上梓した。帰莊は編纂の際、上述の崑山本のほか、帰有光の徒弟にあたる常熟虞山の帰道伝が万曆年間に刻した『新刊震川先生文集』二十巻（常熟本）、および帰氏家蔵の未刻稿を参考したと自ら語っている。ただし、編纂の過程で帰莊が刪節改竄した篇もあり、こうした編集態度は帰有光に私淑した清初の古文家汪琬から厳しく批判されている。

光の佚文をあつめたものである。ただし、これらの蒐輯にも限界があり、大全集と称しながらも実際には遺漏が多い。

さて、未刻集は早い時期から複数存在していたようである。私は明末から清初にかけて困窮した帰有光の子孫が、家藏稿をもとに隨時鈔略本を作り、「切り売り」していたのだろうと推測している⁽⁵⁾。なぜならば、上海鈔本、台北鈔本、そして北京鈔本の三本の筆跡はすべて同じ手によるものだからである。ただし収録篇は一様ではない。共通して収録されている篇もあれば、異なる篇もある。おそらく、鈔本作成の際に微妙に篇を入れ替えていたのだろう。

上海鈔本の特徴としては、帰有光の家庭生活に関する貴重な資料が含まれていることが挙げられる。繼妻李氏の悼亡疏文のほか「寒花葬志」の完全版を収載しており、特に後者はこれによって帰有光の元配魏氏の婢であった寒花が魏氏の死後に帰有光の妾となり、女兒如蘭を生んだことが実証されるなど、「寒花葬志」のこれまでの解釈を一変させる内容を含むものである。一方、台北鈔本の特徴は、帰有光の詩賦を多く収めることにあり、帰有光の詩人としての一面を垣間見ることができるものである。

さて、今回発見の北京鈔本は不分巻の一冊本である。上海鈔本（四冊本）や台北鈔本（六冊）がともに二十五卷で、帰子寧の跋文

を有するのとは異なり、跋文も無ければ収録篇数でもかなり見劣りがする。しかも、第一冊目の目録は前半に欠葉があり、「祭文」

から始まって「墓誌銘」「墓碣」「伝」「贊」「書」「雜著」「寿序」「時務」「詩」と並ぶが、実際に収録されているのは、第一冊が「序」「墓誌銘」「墓碣」「伝」「贊」「雜著」「書」「寿序」、第二冊が「墓誌銘附墓表」「贊」「書」「寿序」「時務」「詩」となっている。つまり目録と実際の収録文が一致しておらず、一冊が首尾一貫していないことは明白である。おそらくは、別々の二本だったものをいづれかの時点で端本同士をまとめて一本としたものであろう。

北京鈔本が他本と大きく異なるのは、二冊目に「時務」文が収載されていることである。十九篇の一覧は次の通り。康熙本に収録されているものは括弧内に明示しておく。

- A 「陶節婦呈稿」（震川先生集）別集卷九所收）／B 「顧文康公祠堂呈稿 代」／C 「分豁大戶呈稿」／D 「蠲貸呈稿」（震川先生集）別集卷九「蠲貸呈子」）／E 「處荒呈稿」（震川先生集）別集卷九「處荒呈子」）／F 「蠲貸揭帖」／G 「處荒揭帖」／H 「長興縣詞訟揭帖」／I 「巡按會審送獄凌遲犯人章傑審單」／J 「續上會審冊 附議三條」／K

N 「葉楠審單」／O 「王哲審單」（判牘のみ『震川先生集』別集卷九に所收）／P 「陳大德審單」（判牘のみ『震川先生集』別集卷九に所收）／Q 「賀潮審單」（判牘のみ『震川先生生集』別集卷九に所收）／R 「僧洪鎮審單」／S 「董大榮審單」

人であった帰有光は巡撫に呈文を奉り、被害地区の減税と飢饉を救済する特別措置を願い出ている。

なお、右のG「處荒揭帖」の末尾には、帰有光の門人の書簡が附されている。

附 門人沈孝の書

A～Gは帰有光が嵐山の舉人であった時期に、県の役所や巡撫に呈上した意見書。H～Sは帰有光が長興県の県令であった時期の政務文書である。Aの「陶節婦呈稿」は姑を看取ったのち、夫に殉じた陶氏の旌表を嵐山県に乞うた上呈文。帰有光がこの女性のために書いた伝記「陶節婦伝」はよく知られている。Bの「顧文康公祠堂呈稿 代」は、嵐山の出身で礼部尚書兼文淵閣大学士となり、死後に太保を追贈された顧鼎臣（一四七三～一五四〇）の立祠を乞うもの。C「分豁大戸呈稿」は、自らが属する帰氏一族という大戸の分割を提案したもので、举人である自分が糧長（徵税の係）となれば、納稅がスムーズになるという。自ら糧長を志

此れ先生の爲す所なり。其の年大兵大荒、百姓嗚咽として、樂生の心無く、縣中に一の之が爲に誰何するもの無し。先生之が爲に具さに撫按に陳べ、撫按之が爲に感動して聞奏す。其の年盡く蠲免を爲し、民は更生を得て、東南は賴りて以て復た安んず。先生常に此の事を云う。當に自ら一秩を爲すべく、之を求むこと累年、乙卯の冬に至りて、之を子敬の家に得たり。子敬は即ち王執禮にして亦た門人に係れり。⁽¹⁾

右の書簡によれば、帰有光の門人である沈孝⁽²⁾は、この建白書の写しを長年探求し、王執礼（帰有光の門人で、のちに帰有光の同年の進士となる）の家からようやく入手したという。この小簡は、おそらく帰有光の遺文を集めていた帰子寧にあてたものであり、本来参考のために帰氏家蔵稿に添付されていたものと考えられる。そらく帰有光の人物は、小簡をも鈔写したのであり、「子敬は即ち王執礼にして亦た門人に係れり」とは、この本を鈔した人物が特に附記したものと判断される。ただし、帰有光の呈文を「累年」から農民は耕耘の機を逸し、翌年この地は飢饉に見舞われる。举

探していったという沈孝が、乙卯すなわち嘉靖三十四年（一五五五）、呈文が奉られたその年に入手したというのは奇妙であり、この干支には伝写の誤りがある。乙卯は己卯すなわち萬曆七年（一五七九）の誤りと考えられる。

二、老進士、長興知県となる

A→Gが挙人時代の文であるのに対し、時務文の中心となる

のはH→S、すなわち帰有光が進士となって任官し、実際に政務に携わった長興知県時代の文書である。帰有光は明人の中では比較的的事跡が明らかな文人である。左に帰有光の官歴をあげておく。

正徳　元年（一五〇六）1　十二月二十四日、崑山縣宣化里（江蘇

崑山）に生まれる

嘉靖　四年（一五二五）20　第一位の成績で蘇州府学の生員に補せ

られる

嘉靖十九年（一五四〇）35　六度目の応天府（南京）鄉試第二位で

及第、挙人となる

嘉靖四四年（一五六五）60　九度目の会試に三甲で及第、長興知県

に除せられる

嘉靖四五年（一五六六）61　二月、長興知県（正七品、浙江省湖州）

として赴任

隆慶　二年（一五六八）63

四月、北京入覲ののち帰任。六月、順

徳府通判（正六品、河北省邢台）を拝命。

「乞休申文」「又乞休文」「乞致仕疏」

を奉るも許可されず

隆慶　三年（一五六九）64

三月、崑山を発ち、順徳府通判として

赴任。冬、万寿節のため入覲、「乞改

調疏」を奉る

隆慶　四年（一五七〇）65

九月、南京太僕寺丞となり、そのまま

北京にて掌内閣制敕房に留められ、纂

修世宗実錄を授かる

隆慶　五年（一五七一）66　正月十三日、北京にて病死

帰有光は三十五歳のとき南京の鄉試を第一位の成績で通過し、

科場の一躍その名を馳せる。粒選りの秀才が集う江南應天府での

上位合格は、進士及第が保証されたようなものである。ところが、

その後の彼は礼部の会試で八度下第し、進士となつたのは六十歳

のときに九度目に挑んだ試験であった。会試で下第が続いた原因

についてはこれまでいろいろな説があつたが、近年復旦大學の鄒國平教授が新資料を発見、拙著でも紹介したのでここでは割愛す

る。⁽⁹⁾

とまれ還暦での合格、しかも三甲の成績では中央での任官は望

めない。任官運動に必要な十分な資金も持ちあわせていなかつたのか、同年の進士の、たとえば帰有光の弟子の王執礼などが次々と任官していくのを尻目に、彼の任地はなかなか決まらない。北京に滞在して半年にもなるうかという時、ようやく決まったのが浙江・湖州府長興の県令であった⁽¹⁰⁾。長興は、太湖南岸の湖州と紫泥で有名な宜興との中間に位置し、苕溪が流れる風光明媚な所である。しかし、訴訟の多い難治の地とされ、この県の県令は長らく不在であった。盜賊も多く、彼らは船で太湖を自在に往来し、追手をかけても近隣の県に逃げ込むので捕縛が難しかつた。帰有光はここで知県として足掛け三年、誠心誠意職務に励んだ⁽¹¹⁾。

三、不本意な改官

ところが任期をほぼ終え、考課つまり勤務評定に上京した後に届いたのは、順徳府通判への転任辞令だった。順徳は今の河北省邢台市で、明代では直隸地である。順徳府通判は正六品、知県は正七品なので品階では上である。しかし、これは俸給というものがない胥吏にとっては生活のたつきを奪われることを意味し、彼等が府の属僚として転任した例はないといふ。

嘉靖……四十四年、始めて進士と成り、長興知縣を授けらる。

古の教化を用つて治を爲し、訟を聽く毎に、婦女兒童を案前

に引きて、刺刺として呉語を作し、斷訖れば去らしめ、獄を具えず。大吏の令の便ならざれば、輒ち寢閣して行わず。擊斷する所有らば、直ちに己が意を行ふ。大吏多く之を惡み、順徳通判に調せられ、専ら馬政を轄る。明の世、進士の令と爲りて、倅（副官を指す—以下、括弧内は、筆者による注）に遷る者無し。名は遷爲るも、實は之を重抑するなり。⁽¹²⁾

知県がふつう裁判で使用するのは官話であり、これは權威の象徴である。ただし訊問の段階では地元の胥吏の通訳を介することになり、そこに欺瞞や不正が発生する。帰有光は蘇州崑山の出身で、一方、長興県は浙江に属するが、太湖を挟んで両者は指呼の距離にあり、同じ呉語圏である。帰有光が尊大ぶらずに呉の方言で婦女子を訊問し、即断即決で事案を処理したのは、胥吏に入る隙を与えないためである。しかし、これは俸給というものがない胥吏にとっては生活のたつきを奪われることを意味し、彼等の恨みを買ったことは想像に難くない。

この改官は事実上の左遷であつた。帰有光はすぐさま「乞休申文」と「又乞休文」で自らの吏治を証明し、聞き届けられないと見るや、帰郷して「乞致仕疏」を奉り、引退を願い出た。「乞休申文」は、このような言葉から始まる。

職（本官）近ごろ改除を命ぜられる。即日 當に田里に歸るべ

く、復た仕進の念有らず、然れども言無きこと能わざる者有り。⁽¹⁵⁾

「乞休申文」は三千四百字に及ぶ長文なので全篇の引用は難しいが、そこには帰有光が任地の士大夫や胥吏、豪戸に逆らったことが記され、彼の治政が地元の有力者や府県の胥吏などの既得権益を侵すものであったことがわかる。さらに、帰有光の「乞休申文」や「又乞休文」には、これ以外にも部下が官品を横領する事件があつたことが記されている。

署印と丞の贓を以て敗るるや、其の發狂して自ら宣露し、太守の前に囚服跪首するに由る。昨歲貢の京より還る者有りて、京師皆な已に之を知ると言ひ、今訪逮せらる。其の發狂に即きては、乃ち職の尚お北河に在りし時なり。今府中藉籍として、咎を職に歸す。⁽¹⁶⁾

署印官 縣丞と與に、察院に訪逮を蒙むらる。職前に入観して途に在るに、彼の事已に敗る。特に察院の訪單を以て悉悉す。疑うに縣中に言有りと謂うを以て、之を恨むこと切骨なり。⁽¹⁶⁾

「署印」とは知県代行である。これが帰有光が北京に入観している間に県丞と結託して官品を横領したらしい。事は彼等が湖州府に自首したために露見したのだが、これは帰有光の預かり知ら

ぬことだった。しかし、府ではこの責任は帰有光にあるという意見が多かった。都察院からの訪单（逮捕令状）に「縣からの訴えがある」とあつたことから自分がそれを密告したと思われたのだろうと帰有光は推測している。彼の言によれば、流言蜚語は「今一怨と里通の大戸、及び近ごろ治する所の悪吏、結構して一と爲」⁽¹⁷⁾って起こったものだという。「又乞休文」には、李田という大戸の名と、署印官の腹心である小吏の沈良能の名が見えるが、署印官と県丞の名はついに明かされない。

しかし、「乞休申文」や「又乞休文」における帰有光の弁明は、あくまで彼の側の言い分であり、これに基づく墓誌銘の記述内容も、地元の弱者の声に耳を傾ける清官であったことを言う墓文の常套語として解することもできよう。ところが、北京鈔本の時務文には、長興時代に帰有光が実際に処理した政務文書が多く残されており、彼の知県としての政治姿勢を具体的に検証することができる。

次章では、北京鈔本『未刻集』の長興知県時代の時務文をもとに、これを分析する。

四、北京鈔本『未刻集』の時務文

食貨に関わる文であることは、前章で述べたとおりである。H以降の十一篇が長興知県時代のものである。以下、題目を列举し、簡単な内容を附しておく。

H 「長興縣詞訟掲帖」 長興県は諍い事が多く、裁判で敗訴した

者が上級官庁に訴えて知県を誹謗する風潮があることなど、自らの置かれている実情を報告した文書。

I 「巡按會審送獄囚文冊掲帖 附議一條」 巡按御史の審録に際し、かつて県が下していた死刑囚二名の冤罪を主張した文書。

J 「續上會審冊 附議三條」 Iの続編で、前任官が下した死刑判決を再審理した文書。

K 「凌遲犯人章傑審單」 謳告により凌遲の刑（肉を少しづつ切り落とし、時間をかけて死に至らせる刑罰）となっていた章傑を釈放する旨の判牘。

L 「倪經審單」 ゆすりたかりによって他人を自殺に追いやった倪經に対する判牘。絞罪。

M 「莫荅審單」 芗溪にある斗（湖州の斗は蘇州の斗に等しく、日本でいえば「輪中」である）の土地をめぐる諍いについての判牘。

N 「葉楠審單」 県の西にある紫金講寺の土地が不法占拠者によって脅し取られていた事件についての判牘。土地を寺に返還し、僧侶を殺した葉楠を糾弾した。

O 「王哲審單」（震川文集）別集卷九は判語のみを収録） 他人を誣告し、偽の証人を立てた王哲を非難する判牘。

P 「陳大德審單」（震川文集）別集卷九は判語のみを収録） 張氏への強姦未遂で告訴された陳大徳についての判牘。抵抗する張氏に噛み千切られた舌が証拠となり陳は有罪。

Q 「賀潮審單」（震川文集）別集卷九は判語のみを収録） 父の死後、母の再婚で他家に養われていた賀潮が、叔父によって転売されていた田を取り返すことを認めた判牘。

R 「僧洪鎮審單」 色坊主の洪鎮が人妻の邵氏に暴行しようとして、それを知った夫に殴られる。逆恨みした洪鎮が夫を強盗傷害で告訴したことに対する判牘。洪鎮が敗訴。

S 「董大榮審單」 逃亡した義男（養子）を長興県で偶然見つけた元の主人濮秀才が、義男の不動産を狙って告訴したことにに対する判牘。判決は濮秀才の敗訴。

まず、Hは、帰有光が上級官庁にあてた報告書である。「掲帖」は文字通り外に貼り出す布告文を指すのが原義であるが、明代では上級官庁にあてた文書のことも「掲帖」という。この「掲帖」で帰有光は長興には諍いが多く訴訟好きの民風があること、敗訴となれば越訴したり上告したりし、みだりに県令を誹謗するなど、一から五の「吏の勝たざる（制御できない）」（『韓非子』五蠹篇）具

体例を挙げている。

I・Jは巡按御史にあてたもので、「会審」とは会同審理、複数の機関または人が審査すること。つまり再審である。巡按御史は、巡方御史、別名は八府巡按。明代独特的制度で監察の役目を負い、十三布政司・南北直隸・宣大・遼東に置かれた。都察院が派遣する巡撫が軍事に重きを置くのに対し、地方官の糾察（審録罪囚も含まれる）を目的とする。総督・巡撫・經略・督師に比べて品階が低いわりには、皇帝に代わって生殺与奪の権を持ち、明朝で「繡衣持斧」といえば巡按を指す。ただし、中期の嘉靖年間になると地方長官化していく、地方官の死刑判決などを審査するのも重要な仕事となっていた。⁽⁸⁾判牘集の類には官僚が巡按御史として「会審」して批語をつけたものが散見されるが、実際に県令が巡按御史に送った文書が残っているのは稀であり、裁判史料としても貴重なものである。

以下、帰有光が前任官の判決を覆考したものを中心を見ていく。①巡按御史の会審に際し、帰有光着任以前の知県代行や前任官が出した判決の無効を訴えたもの、(2) 前任官の判決を自ら覆したもの、の二つに分けて論じる。

(1) 巡按御史に前判決の見直しを訴える——I 「巡按會審送獄囚文冊掲帖 附議一條」

右、獄冊文、謹んで具上す。故事に審するの日、縣毎囚名下に、先ず直枉小詞の語を置く。……今見に獄を成す者は、近き者は二三年、遠き者は數十年、年所を經歷し、一人一時の見の、能く其の直枉を輒りに論ずる所の者有るに非ず。況んや長興は告評風を成し、特に他縣と異なり、「殊死の者は相い枕し、桁楊の者は相い推し、刑戮の者は相い望むなり」(莊子)在宥。而るに一人一時の見を以て其の直枉を論ぜんと欲するは、尤も難し。職は誠に敢て故事に因仍して、輒りに一語を下さず、姑く見囚帳に據りて送録するのみ。獨だ囚中に一人の徐楠と曰う者、當時暮夜に盜を防ぐを以て盜を爲す者を擊死す、而るに以て死に抵つるは頗る疑わし。其の『律』に當無く、而して當時の傳爰(判決)、皆な其の人の盜を爲すを言う莫し。之を思うこと數日、老卷中に尋檢するに因りて、其の人の盜を爲すの状を得たり、而して徐楠の冤を歎す。蓋し脊枯械係せらること二十三年なり。其の冤を知り、敢て以て白さずんばあらざるなり。謹んで議を附して上る。

徐楠絞罪の議。議に曰く、『律』には凡そ夜に故無くして人家の内に入り、主家の登時に殺死せる者は、論ずる勿かれと。殺死に至らしむるも論ずる勿かれとする所以のものは、

其の盜を爲すが爲なり。夫れ苟も盜を暮夜に爲し之を殺すは、未だ其の家に至らずと雖も、則ち亦た勿論の比なり。徐楠の家盜せられ、次日の暮夜、盜の至る有るを恐れ、出でて之を瞭し、張昱に遇い、之を擊ちて死に至らしむ。今人家凡そ盜せらるれば、輒ち數日恠惧して、惟だ盜の至るを恐るるは、此れ人の情なり。夜に至りて一人の至るもの有らば、其れ之を擊つこと疑う無し。故に頗る徐楠の獄を意うに、宜しく勿論の比に在るべし。而るに當時斯の獄を斷せる者、略ぼ張昱の盜を爲すの事に及ばず。嘉靖十三年九月十二月より、十四年四月八月九月、三十一年三月まで、累ねて張昱の盜を爲すの事跡有れば、則ち張昱の盜を爲すこと明らかなり。故に張昱は盜なり、徐楠は盜を殺す者なりと謂う。故に徐楠は死に當たらざるなり。⁽¹⁹⁾

帰有光は、巡按御史に囚人の記録を送るに当り、過去の事件を独断でもって妄りに改めるようなことを慎むといいつつも、徐楠の事件を再検討し、以前県が出した死刑判決は不当だと意見述べる。徐楠は、盜に遭った翌日の夜、家にやつてきた張昱を泥棒と間違えてこれを撃ち殺したという罪で絞首刑の判決を受けていたのだが、帰有光は張昱の前科を調査し、彼が確かに泥棒であった事実を突き止める。張昱の窃盜の記録で一番古いものは三十年

前のものである。帰有光は県に保管されていた裁判記録を再調査し、かつて県の前任官たちが出した判決を覆したのである。帰有光が巡按にあてた意見書は、以前の判決に關わった士大夫や県の属官たちの怠慢を告発するものともいえよう。

また、同じく巡按御史に奉ったJ「統上会審冊」には、「嚴廷珪・嚴守士絞罪議」「鄒密絞罪議」「孫鍛斬罪議」が附されており、これも以前の県の判決の誤りを論じたものである。「嚴廷珪・嚴守士絞罪議」は、嘉靖四十年の洪水で、田の苗が全滅した農民が高阜の田から苗を盜もうとして、苗を守ろうとする者と戦鬪となり、混乱の中で二名の死者が出た事件である。嚴廷珪と嚴守士に嫌疑がかけられたが、実際には一人は苗を守った側の人間で、帰有光はこれが誣告であったことを主張する。「鄒密絞罪議」では『大明律』とそれを補完する『問刑条例』をどのように適用するかが焦点となる。一つの事件——他人を誣告して死に至らせた事件に対し、主犯を『律』で裁き、従犯である鄒密らを『条例』で処断して主犯同様に絞罪とするのは不公平であり、鄒密らの罪を一等減ずるべきだというのが帰有光の結論である。「孫鍛斬罪議」は、自身は罪を犯していないにもかかわらず、父兄の所業に謀叛大逆の罪が適用された結果、斬罪となっていた孫鍛の釈放を主張したもの。兄たちが悪辣な泥棒であつたため、典獄がこれを憎み、

また兄たちがすでに亡くなつていて処罰できないことから報復のために本来適用できない罪法でもって孫鍛を死罪にしたことの不當を説く。

これにはすべて帰有光が赴任する六七年前の事件であり、現任官に覆考の義務はない。そこへ前任官の判決を見直して巡按御史に報告するのは、ある意味で寝た子を起こすような話であった。

次は前任官の判決を県で再審し、囚人を無罪としたものである。

(一) 前任官の判決を覆し、里老人の訴状を却下—K「凌遲犯人

章傑審單

審し得たり、老人沈燧の呈する所は惡逆（尊属殺人）の重情

に係る。但だ許章（章許の誤りか、待考）は已に死す。生前

若し伊の男に打傷せらるるも、臨命に豈に能く具状して老人

に告せんや。即ち此れ已に老人の誣証なるを知れり。況んや

伊の親叔の章鳳は並びに舉首（告發）せず、本區の糧（糧は糧

長）も亦た首詞（告發文を指すか、待考）無し。章傑今年已に

七十、犯する所既に指寔無し、即ち與に釋放す。其の前官

老人に據りて審單せしは、亦た無據と爲す、當に衆な之を毀

つべし。

「老人」とは里老人のことである。里老人は、里内の輕微な揉め事の解決や里民の強化、勸農など、村落の自治機能の担い手で

ある。荻生徂徠が「民にある役人なり。郷の役人とて、一郷のとより百姓なり。民への号令を主⁽²⁾る」という如く、裁判機構、行政機構の末端に深く入り込んだ吏の手先である。他県出身の知

県に郷の事情などわかるはずもなく、前任官は里老人の意見を尊重して判決を下したのである。帰有光は、これを里老人沈燧の誣証すなわちでっちあげとし、「其の前官 老人に拵りて審單せしは、亦た無拠と爲す、當に衆な之を毀つべし」と前任者の判断の誤りを強い調子で批判している。およそ知州県にとって自らが下した判決を覆されることより恥辱的なことはなく、この行為は官界で摩擦を引き起こしたことは想像に難くない。

五、帰有光の審單

L以下は、在任中に帰有光自身が調査し、判決を下したものである。そのうち、O「王哲審單」P「陳大德審單」Q「賀潮審單」については、「審得…」以下の判語のみが『震川文集』別集卷九に「讞語」として収録されている。しかし、次にあげる「陳大德審單」のように、「審得…」以下の判語のみでは、事件の状況を理解しづらい場合もある。北京鈔本では判語の前に、事件の概略

を説明する文（仮に「前書き」と称しておく）が配されている。「審單」の体裁を伝えるため、以下原文を示し、（ ）内に現代語訳

を附す。

P 「陳大德審單」：「審得」以下の部分のみ『震川文集』別集卷九に所收

金學、採石之工也。居西山麓路傍左右。去數百步、方有村落。陳大德素豪強、慣一姦淫人妻女。以販石時常往來於金學門外。某月某日、大德復過、見金學不在、徑入其家、摟住張氏、要行淫行、被張氏力拒、爪破頸面流血、咬落舌尖。大德脫去、張氏叫喊到口（かすれあり、「村」の字か）。張珂・沈楠各證、學因具狀拘提到官。（金學は、採石工である。西山の麓の路辺りに住んでいる。そこから数百歩のところに村落がある。陳大徳は根っからの乱暴者で、人の妻や娘への暴行を繰りかえしていた。石を仕入れるという名目でいつも金學の家のあたりをうろついていた。某月某日、また大徳がやってきて、金學が不在なのをみるやすぐさま家に入りこみ、張氏に抱きつき淫行に及ぼうとしたが、張氏の激しい抵抗にあい、顔や首を爪で引っかかれて血まみれになり、舌先を噛み千切れられた。大徳は逃げ出し、張氏は叫びながら村に到った。張珂・沈楠がそれぞれそれを証している。学は告訴状をたずさえ、大徳をお上に引っ立ててきた。）

審得大徳委將張氏摶住、要得姦淫。當驗大徳古尖、果係咬落、不能自諱。爲照、『律』有強姦之條、官司少有遵用者、以所當罪重而事難徵實也。既不用本條、輒以和姦處之、則強暴者得志矣、貞節之婦受汚穢矣、『律』設此條爲無用矣。昔召公聽訟、袁亂之俗微、而貞信之教興。故有「行露」之詩、蓋謂強暴之男、不能侵凌貞女也。今據大徳多行無禮、比其事發、又抗違憲詞、冀至年久不得明白。然張氏深山獨處之中、此心可表。大徳經年難證之獄、其舌尚存。相應依『律』問擬。（取調べの結果、陳大徳は確かに張氏に抱きつき姦淫しようとしたことが判明した。大徳の舌をあらためたところ、果たして噛み切られており、それは隠しようもない。判決は以下のことおりとする。『大明律』には強姦の条文があるが、お上がその罪を適用することが少ないので、罪状は重いのに実証を得にくいからである。もし本条を適用せず、和姦ということで処理するならば、強姦した者が思いを遂げ、貞節な女性が汚辱を被ることになり、『律』にこの条を設けてあるのが無用ということになる。昔、召公が裁判を掌ったときには、糜爛した風俗は廃れ、貞淑の教化が盛んになつたという。ゆえに『詩経』に「行露」の詩があり、これは強姦をはたらことうとする男も、貞女を侵すことはできないということを言つ

ているのである。今、大徳は非道な行いが多く、事が発覚するに及んでも、さらに抗弁を重ねて時間を引き延ばしてうやむやにしようとしている。しかし一方の張氏は人里離れた深山に独り在りながらも、この守節の心を有することは、まさに顕彰に値する。大徳は時間が経つと立証の難しい裁判で、抗弁ばかりを続いている。『律』に依拠して罪を問うこととする。)

裁判関係記録では、稀に「供書」という関係者の供述書が残っていることがあり、それは裁判の一次資料ともいうべきものだが、この「前書き」は「供書」には当らない。なぜならば、右の「前書き」では、事件の発生した日を「某月某日」に作っている。これは帰有光が整理して手控えとして書き置いたのである。崑山本を出版する際に帰文を編纂した息子の帰子寧らが整理したと考える向きもあるが、帰有光が長興知県であったとき、彼等は崑山にて、帰有光と同居していなかつた。⁽²²⁾通行本所収の判語だけでは陳大徳の千切れた舌がなぜ裁判の証拠となるのかが不明のままであるが、この「前書き」には、「暴行に抵抗した張氏が陳大徳の舌を噛み切った」という事実が記されており、私たちは帰有光がなぜ陳大徳の舌を調べたのかがわかるのである。康熙本を編纂した帰莊は「前書き」を含む全文を見ていたはずだが、「前書き」

を収載しなかった。おそらくは意図的にそうしたのであり、帰莊にはこの部分はあまりにも卑俗に映ったのであろう。

「陳大徳審單」の判決の要所は、『大明律』の婦女強姦の罪を適用したことにある。帰有光は、強姦罪は実証が難しいからといって和姦として処理すれば、非道がまかり通り、貞節な女性が汚辱をこうむり、『律』に強姦の条が有ること自体が無意味になってしまふと主張する。この判牘は、節婦や烈女の伝記で有名な彼の真骨頂ともいえるものである。あるいはこの事件は、帰有光がかつて嘉定県の安亭で見聞した張貞女の事件を髣髴させるものであつたかも知れない。なお、帰有光が判語で言及する「行露」詩とは、朱子の『詩集伝』では、汚されそうになつた女性が裁判の場でおのが思いを述べたものと解されている。ただし、お白洲にいた関係者のどれだけがこの判語の真意を解したであろうか。こうした卑俗な世事に尚古の精神をもつて臨もうとする帰有光の姿は、古文辞派が文壇を席捲する中、彼が自らの信じる古文の精神を護持しようと奮闘したそれに、不思議と重なつて見える。

Rは僧侶洪鎮による強姦未遂事件である。

R「僧洪鎮審單」「」は筆者が補つたもの。

洪鎮、吉祥區定惠院僧也。素與隣人沈乾妻王氏通姦往來。比有王珏妻邵氏、年少有姿色。適因王珏解府、經月不還、日閱

無儲。〔邵〕氏念王係親屬、住址又近、乃往借米、走入王氏房中、撞見洪鎮在王氏房内。洪鎮即欲求姦、向邵氏說、「我與尔米、不要還、但不可說與尔丈夫知」。邵氏忿怒回言、「寧可清貧、不可濁富、怎要尔和尚的米」。洪鎮見〔王〕氏不發狠、將邵捉住、要行強姦。邵氏囁叫、四隣邢仁貴等聽知來救、洪鎮脫走。以後王珏回家、〔邵〕氏泣告知。珏方含怒、適遇洪鎮於途、被珏揪打一場。洪鎮反以盜刦告珏、以前員訴。

(洪鎮は、吉祥区定惠院の僧である。もともと隣人沈乾の妻王氏と通じていた。近ごろ王珏の妻の邵氏という年若く容色もすぐれた女性がいたのだが、おりしも夫の王珏が役所の輸送に関する賦役のために長い間戻ってこず、蓄えも底をついた。邵氏は王氏が親類で、住所も近いことから米を借りに行き、王氏の部屋に入ったところ洪鎮が王氏の部屋にいるところに出くわした。そこで洪鎮は関係を迫り、邵氏に向かって「米はあんたにやるから返さずともよい。ただし亭主に黙つていいように」と言った。邵氏は怒つて、「汚濁にまみれるよりも清貧がいい、あんたのような坊主の米なんか要らない」と言い返した。洪鎮は王氏が怒らないのを見て、邵氏をつかまえて強姦しようとした。邵氏が喚いたので、近隣の邢仁貴等がそれを聞き助けに駆けつけ、洪鎮は脱げ出した。その後

王珏が帰宅し、邵氏は泣いてこのことを報告した。珏はむかっ腹を立てていたところへ、たまたま道で洪鎮と出くわし、洪鎮は珏からつかみかかられてひどくぶたれた。ところが洪鎮はあべこべに珏を強盗だといって訴え、告訴状を提出してきた。)

審得洪鎮不守清規、自恣摩登之想、邵氏其心飢餓、固却狐父之餐。若烈婦所宜旌獎、則姪僧固當痛懲。衆證相同、別無虧枉。(取調べの結果、洪鎮は僧侶としての戒律を守らず、勝手によこしまな想いを抱いていたこと、邵氏は飢餓状態にあっても、この狐のように狡猾な男のえさを敢然と受けたことがわかった。烈婦は表彰すべきで、淫僧は手厳しく懲らしめるべきである。みんなの証言は同じであり、特段不審な点はない。)

ここで注目すべきは「前書き」である。論者は、帰有光の伝記には、婦女子に呉語で直接訊問し、訴えには迅速に対応したといふ旨の記述があることに触れたが、この「前書き」はそれを裏づけるかのような内容である。洪鎮と邵氏の科白など、二人の会話をそのままとまではいかないまでも、洪鎮の悪辣さを強調するかのように書されている。実際のお白洲の状況が手に取るようにわかる判讀だといえる。

おわりに

紙幅に限りがあり、本稿で紹介したのは北京鈔本の時務文の一端にすぎない。しかし、時務文の概略はほぼ示し得たと考える。

最後に時務文の意義を二つにわけて整理しておこう。

一つは歴史資料としての価値である。時務文は当時の浙江湖州の民風や裁判事情を伝える貴重な史料である。中には『大明律』と『問刑条例』の矛盾、つまり一定不变の法律と、時に応じて改变される刑事法令の矛盾点について論じたものも含まれ、明の法制度や社会を考えるうえで興味深い。また新田の税金や繩貸^{けんたい}を論じる文は、経済史研究にも豊富な材料を提供する。

もう一つの意義は、これまでやもすれば閑却されてきた晩年の帰有光研究について、文人官僚としての帰有光という新しい視座を与えた点にある。還暦を過ぎてようやく知県の地位を得た彼は、今こそ尚古の吏治を実践する時と勇んで長興に赴いた。しかし、長興は難治の地で、強盗や殺人、婦女暴行、横領事件など、老進士をとりまくのは公案小説を地でいくような世俗であった。

ここでの帰有光は、事件があれば自ら実況検分に出かけ、裁判では呉語を使って直接民に語りかけ、胥吏が袖の下をもらうのを阻止する。囚犯の冤罪を疑えば保管庫の奥から古い書類を引っ張り出していく。時務文は、この時代の社會問題を如實に記録したものであり、その意味で貴重な史料である。

注

(1) 時務という語は本来は時世の変化に即した政務そのものを指す。

たとえば、帰有光は「乞改調疏」において自らの吏治を「古に泥みて時務に通せず、心に信せて人情に達せず」(『震川先生集』別集卷三)と語っている。なお、これは帰有光が順徳府通判であった

隆慶三年冬から翌年春の間に国子監の職を乞うた文で、沈新林

『帰有光評伝・年譜』(安徽文化出版社二〇〇〇)が、長興知県から

順徳府通判に改官になった時の作とするのは誤りである。

(2) 三木聰・山本英史・高橋芳郎編『伝統中国判牍資料目録』(汲古

書院二〇一〇)八頁。

(3) 前掲拙著第一部第五章「汪琬の帰有光研究」参照。

(4) 版本については拙著第一部第四章「帰莊による『震川先生集』の編纂出版」を参照。

(5) 子孫の困窮ぶりは、帰子寧「先太僕世美堂稿跋」(拙著第二部第五章「二つの『未刻稿』」に全文を掲載)や帰莊の子寧あての書簡「与叔祖書」(『帰莊集』卷五 上海古籍出版社一九八四)などから知ることができること

(6) 拙著第二章「寒花葬志」の説。附語参照。

(7) 此先生所爲。其年大兵大荒、百姓嗁囁、無樂生之心、縣中無一爲之誰何。先生爲之具陳撫按、撫按爲之感動聞奏。其年盡爲蠲免、民得更生、東南賴以復安。先生常云此事。當自爲一秩、求之累年、至乙卯冬、得之於子敬家。子敬即王執禮亦係門人。

(8) 沈孝は、帰有光の門人で帰有光の書簡が残っている沈養吾か沈

敬(一作欽)甫のいずれかと思われるが、特定できる資料がない。

(9) なぜ会誌で下第が続いたのかについては、近年復旦大学の鄭國平教授が新資料を発見しており、拙著第一部第一章の「帰有光の生涯 4 举業」で論じたので、ここでは割愛する。

(10) ちなみに清嘉慶十年刊本『長興県志』(中国方志叢刊)成文出版社(影印)によれば、帰有光と前後して吳承恩はここで県丞をしていた。

(11) 王錫爵「明太僕寺丞歸公墓誌銘」(王文肅公文草)卷八所收、實際

は唐時升の筆)には次のようにある。「長興在湖山間、多盜而好訟。

熙甫平生之論、謂為天子牧養小民、宜求所疾痛、不當過自嚴重、

赫赫若神、令閭閻之意不得自通。故聽訟時、引兒童婦女與吳語、務得其情、事有可解者、立解之、不數數具獄。出死囚數十人、旁

縣盜發而無故株連者、爲洗滌復百人。有重囚、母死富葬、熙甫縱之歸、治葬事畢、還就獄。有勸之逸去者、囚不忍相負也。然宿賊四五家、窟宅聯絡、依山壘中、數名捕之、不能得。熙甫率吏士掩之、賊遙起格鬪、矢石滿前、熙甫目不爲瞬、竟服其辜。大戶魚肉小民者、按問無所縱舍。嘗夢兩人頭飛來齧臂、若有所訴。明日、有提兩人頭、自言奴通其妾、輒斬以聞。熙甫令罷去、潛蹤跡之、實欲納奴妾耳、遂論如法。……縣有勾軍之令、每閼一人、自國初

赤籍所注、一戶或數百人、及隣保里甲、人人詣縣對簿。熙甫不忍騷動百家、嘗寢其事、大吏弗善也。又長興多田之家、往往花分細

戶、而貧戶顧充里甲。熙甫心知不可、乃取大戶所分子戶爲里甲、因以充糧長」。

(12)『明史』卷二八七文苑傳「歸有光傳」嘉靖……四十四年、始

成進士、授長興知縣。用古教化爲治、每聽訟、引婦女兒童案前、

刺刺作吳語、斷訖遣去、不具獄。大吏令不便、輒寢閣不行。有所擊斷、直行己意。大吏多惡之、調順德通判、專轄馬政。明世、進士爲令、無遷倅者。名爲遷、實重抑之也。

(13)錢謙益『列朝詩集』歸有光小傳は「大吏多惡之。有蜚語聞、量

移通判順德」という。

(14)『震川先生集』別集卷九「乞休申文」職近者被命改除、即日當

歸田里、不復有仕進之念矣、然有不能無言者。

(15)同注(14)。署印與丞之以贓敗也、由其發狂自宣露、囚服跪首

於太守之前。昨有歲貢自京還者、言京師皆已知之、今被訪逮、即

其發狂、乃職尚在北河時也。今府中藉藉、歸咎於職。

(16)『震川先生集』別集卷九「又乞休文」署印官與縣丞、被察院蒙

訪逮。職前入觀在途、彼事已敗、特以察院訪單委悉、疑以謂縣中

有言、恨之切骨。

(17)同注(14)。今「怨與里遞大戶、及近所治惡吏、結構爲一」。

(18)巡按御史については、小川尚『明代地方監察制度の研究』汲古書院一九九〇)、谷井陽子「明代裁判機構の内部統制」(梅原郁『前

近代中国の刑罰』京都大学人文科学研究所一九九〇)に詳しい。

(19)右獄冊文、謹貝上。故事審日、縣於每囚名下、先置直柱小詞語。

……今見成獄者、近者三年、遠者數十年、經歷年所、非有一人一時之見、所能輒論其直枉者矣。況長興告許成風、特異他縣、「殊死者相枕也。朽楊者相推也。刑戮者相望也」。而欲以一人一時之見論其直枉、尤難矣。職誠不敢因仍故事、輒下一語、姑據見囚帳送錄而已。獨於囚中一人曰徐楠者、當時以暮夜防盗擊死爲盜者、

桔械係者二十三年矣。知其冤、不敢以不白也。謹附議上。徐楠絞

罪議。議曰、於律凡夜無故入人家內、主家登時殺死者、勿論。所

以至殺死勿論者、爲其爲盜也。夫苟爲盜暮夜殺之、雖未至其家、

則亦勿論之比矣。徐楠家被盜、次日暮夜、恐有盜至、出瞭之、遇

張昱、擊之至死。今人家凡被盜、輒數日恒惧、惟恐盜之至、此人

情也。至夜有一人至者、其擊之無疑。故頗意徐楠之獄、宜在勿論

之比。而當時斷斯獄者、略不及張昱爲盜之事。自嘉靖十三年九月

十二月、十四年四月八月九月、三十一年三月、累有張昱爲盜事跡、

則張昱之爲盜明矣。故謂張昱盜也。徐楠殺盜者也。故徐楠不當死

也。

(20)審得老人沈燧所呈係惡逆重情。但許・章已死、生前若被伊男打

傷、臨命豈能具狀告于老人。即此已知老人誣証。況伊親叔章鳳並不舉首、本區糧亦無首詞。章傑今年已七十、所犯既無指憲、即與釋放。其前官據老人審單、亦爲無據、當衆毀之。

(21)徂徠物茂卿著・内田智雄・日原利国校訂『律例对照 定本明律

国字解』（創文社一九六六）の『問刑条例』「五刑条附」。

(22)『震川先生集』外集卷九「乞休申文」に「去家三四百里、二子守廬舍讀書、間歲來省、絕不與外交接。居三日、便去」と見える。

(23)この問題については、前掲の拙著のⅡ部第四章「帰有光と貞女」を参照されたい。

附記・法制や裁判に関する史料については、上智大学大澤正昭教授の教示を受けた。ここに謹んで謝意を表したい。

——のむら あゆこ・本学教授